

(第一類 第五号)

第二十六回国会  
衆議院

大蔵委員会議録 第十 六 号

(二九八)

昭和三十二年三月二十日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君

理事小山 長規君

理事藤枝 泉介君

理事横錢 重吉君

大平 正芳君

加藤 高藏君

内藤 友明君

前田房之助君

有馬 輝武君

石村 英雄君

神田 大作君

田方 廣文君

足立 篠郎君

大藏政務次官 大藏事務官

(主税局長) 原 純夫君

専門員 植木 文也君

出席政府委員

大藏政務次官

大藏事務官

(主税局長) 原 純夫君

委員外の出席者

専門員 植木 文也君

三月二十日

委員久野忠治君辞任につき、その補欠として仲川房次郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

とん税法案(内閣提出第一五号)

特別とん税法案(内閣提出第一六号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

トランプ類税法案(内閣提出第四五

号)  
関税定率法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五六号)  
関税定率法の一部を改正する法律案  
一部を改正する法律案(内閣提出第  
五七号)  
揮発油税法案(内閣提出第七二号)  
地方道路税法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第七三号)  
中小企業の資産再評価の特例に関する  
法律案(内閣提出第七六号)  
関税法の一部を改正する法律案(内  
閣提出第九八号)(予)

が、私どもとしては、できる限りそぞ  
いたしたいという気持は持つております。  
すべきことですが、時間の関係もあり  
まして、きのうはお尋ねできなかつた  
ので、主税局長にお尋ねするのです。  
が、大蔵大臣の御意見によりますと、  
税制改正は今回限りではない、いろいろ  
な状況が許すならば、来年も再来年  
も税制改正をやつて、適切な税制を  
作つていただきたい、こういう御趣旨で  
あつたようになります。そこで、今回物品  
税の増徴はできなかつた、それでは、  
来年そういう法人税の減税などの機会  
に、物品税の改正をお考えになつてお  
るかどうか。来年のことを申してはま  
ことに空漠たる話であります。それが  
お尋ねする私の気持としては、これ  
は、当然ことし物品税の増徴は何がし  
かしなければならなかつた。特に臨時  
税制調査会であれほど強調しておるこ  
とであるし、また当の主税局長も、昨  
年の九月以来、いろいろな大蔵省から  
お出になつた資料をながめてみると、  
と、どうしても物品税はある程度増徴  
しなければ、税金体の公平が期せられ  
ないといふことを口に出しておつし  
いふべきです。これは、今のところ政  
府はその通りに実施するようなお考え  
でござりますか。

○原政府委員 三十三年度の問題であ  
りますから、その際になりまして最終  
の結論は出したいと思っております  
ことの理由については、これはもう私  
から申し上げるまでもなく、臨時税制  
調査会で詳しく書かれていることであ  
ります。また主税局長も、よくおわかつ  
ることと思うのであります。私は、  
特にこの際つけ加えて申し上げたいこ  
とは、物品税は何も全般的に一がいに  
言つてではなくして、特に零細な中小  
企業者の作る物品に対しても課税すべ  
きではない。いかに理屈は立つても、  
零細な企業者については、消費者に物  
品税の転嫁が実際問題としてできな  
い。従つて、業者の中でのいろいろア  
ンバランスができるし、また微税上技術  
的にはなほだ困難である。こういう意  
味から、大企業が製造する、しかも比  
較的豊かな所得階級の方々、いわゆる  
高額所得の階級の方々がおもに使用さ  
れるような、たとえばテレビとか電気  
洗濯機、高級織物、觀光バスなどには  
課税した方がいい、かうに私は思う  
のです。こういう意味からいけば、現  
在課税しておるものでも、あるいはた  
とえばラムネなどは免稅した方がいい  
のです。これが考へても税の公平上当然課  
稅すべきである、もしそれを課稅しな  
ければ、物品税全体としての調和がと  
りにくいし、また税制調査会の答申にも  
あるように、特に今回税率引き下げに  
よつて、所得税において高額所得者に  
非常に恩恵があるのだから、そういうう  
度増徴しなければならないかという  
が、そのような資料をすいぶんお出し  
になつたし、また臨時税制調査会も、  
そういう主税局長のお氣持が反映して  
おると思うのです。なぜ物品税はある  
ことの理由については、これはもう私  
から申し上げるまでもなく、臨時税制  
調査会で詳しく書かれていることであ  
ります。そこで、なぜ今回それをや  
りたがつたかということであります  
が、端的に申しますれば、一つには、  
自然増収が非常に多額に出た、そうし  
て間接税の増徴問題も、一つには、所  
得税軽減の財源問題としていわれたと  
いう面があるわけであります。そうち  
う自然増収が相当多く出るということ  
になりますれば、そういう面の考慮  
とがありますが、それは大いぶ違つて参るという  
ことが一つであり、まあそれが結論を

思つてあります。しかし、これは率直な理由  
を果して言つていただけるかどうか危  
むのであります。一つ勇氣を出して、  
主税局長のほんとうのことろを言  
うでもらいたいと思います。  
○原政府委員 間接税一般につきまし  
て、臨時税調査会で非常に笑つ込ん  
だ御研究があり、そつてはつきりし  
た答申が出ておりますことは、御存じ  
の通りであります。直接税と間接税の  
ウェートをどうするかという問題がそ  
の中心になるわけであります。直接  
税が非常に重くて、その結果納稅もう  
まくいかない、また執行の方もうまく  
いかないというよう段階において  
は、間接税にウェートをある程度移し  
ていく、かつお話しの通り、間接税の  
対象となし得るもののうち、担稅力に  
よく見合つたというものがなお相当ある  
というような見地からの答申であるわ  
けであります。その考え方には、私ど  
ももまさに正しいというふうに考えて  
おります。そこで、なぜ今回それをや  
りたがつたかということであります  
が、端的に申しますれば、一つには、  
自然増収が非常に多額に出た、そうし  
て間接税の増徴問題も、一つには、所  
得税軽減の財源問題としていわれたと  
いう面があるわけであります。そうち  
う自然増収が相当多く出るということ  
になりますれば、そういう面の考慮  
とがありますが、それは大いぶ違つて参るという  
ことが一つであり、まあそれが結論を

支配した一番大きな理由だというふうに申し上げてよろしいと思います。なお笑つ込んで下さいますれば、間接税の方でどうするかという問題につきましては、調査会の答申は、物品税を中心とし、揮発油税、印紙税というようなものが並んでおるわけですが、笑つ込んで言いますると、答申のよう、物品税に、現行のものは大体そのままにして、それに新たな品目を加えるといふのも一つの行き方であります。全部洗い直してみれば、物品税の各品目相互の間に相当いろいろな問題があるということと、それから物品税と他の各税との間にまた問題があるというような点がございます。白地にものを書くということであれば、それを一切白紙に戻して議論するということになりますが、実際には、間接税の立法ということにつきましては、なかなかそういう白地に書くような立法が行わなければなりません。これはもう昔からの実情です。そういうような意味で、どういうふうにして白地に書くくなるべく近いような案が実現するようにやるかというような点も、実際問題として非常に大きな問題でございます。それらも考えあわせて、今回は特に自然増収が多い、こういう際に増徴ということは、なるべくやむを得ぬものにとどめていくということに考えたわけであります。笑つ込んだ議論でいえば、増徴はしないにしても、全体同じ稅收の中で、各稅の間に、また物品税なら物品稅の中において、バランスをとるという問題がありますが、それらは、ただいま申しましたような事情から、なお漸次機会を見て直すという以外に方法はないのじやないかというふうに考え

間換税体系ではお願いするということにいたしたわけであります。  
○奥村委員　主税局長のお立場では、  
今のような御答弁になるのもやむを得  
ないかもわかりませんが、どうもこう  
奥歯に物のはさまったような御答弁  
で、今のお話によると、自然増収が意  
外に多いから、物品税の増徴をしなく  
てもいいと言われておるが、その御答  
弁には、臨時税制調査会のメンバーの  
方々は非常に不満に聞いております。  
現に臨時税制調査会では、何も物品税  
の増徴は税収の増収だけを望んでい  
ない、税の公平をはかりたいというこ  
とをあれば強く強調しておるのに、  
主税局長、あなたはあれをお読みにな  
らぬのですか。読んでおられてそういう  
御答弁をなさるとすれば、またして  
も形式的な御答弁で、これでは、おそ  
らく国民はすなおには納得して聞けぬ  
と思う。また大蔵大臣も、たびたび国  
会で、この問題についての御答弁によ  
ると、物品税は大衆課税だからかけな  
いというようなことを言っておられま  
すが、少くとも大蔵大臣の御答弁とし  
て、それじやあまり話が大きっぽ過ぎ  
て、ほんとうの御答弁を避けておると  
思われる。おそらくそんなことで納税  
者は納得するものではないと思う。今  
日テレビや電気洗濯機は、全国すべて  
の家庭に行きわたつておるものじやな  
い、これが大衆課税というのは、あま  
りにも大きっぽである。また、それか  
らすれば、これは少し話が横道に行き  
ますが、社会党の諸君が、物品税を大  
さっぱり、これは戦時課税だから撤廃  
すべきだ、大衆課税だから撤廃すべき  
だという議論も、また税法の論議とし

ではいかにも大きっぽばで、これはお互  
いに反省しなければいかぬと思う。そ  
こで主税局長にお願いしたい。ぶち  
割って言えば、業者の反対が強い、そ  
の業者の反対が政治力となつて押され  
る、これは、おそらくそういう要素が  
かなりあるということは、皆知つてお  
る。その業者の方々に局長からもよく  
説いて聞かして、何も業者のふところ  
から税金を出してもらうのじやなし  
に、税を転嫁して、消費者に出しても  
らって、業者はいわば一緒に税を集め  
るだけの手数をしんぱうして、納税に  
協力してもらいたい。これに協力して  
くれない業者は少いだろうと思うので  
す。もっとぶち割って業者を納得させし  
て、税の公平を期するよう御努力が  
願いたい。むずかしい話であります  
が、しかしものの筋筋はこうであります  
す。私は、先年中国からソ連を観察い  
たしましたが、ソ連における税の制度  
を見ますると、いわゆる流通税と申し  
ますが、確かにその本筋はこうであります  
が、しかしもの本筋はこうであります  
ますか、消費税と申しますが、日本に  
おける物品税と同じような性格のもの  
が国の収入の約八割以上を占めており  
ます。従つて時計などには、これは製  
造価格の何倍の税がかかっておる。そ  
のわりに、肉とかパンとか、そうい  
う生活必需品は、むしろ課税するどこ  
ろか、国の補助を出しておる。これは  
極端な話でありますけれども、やはり  
消費物資、特にぜいたくな高級な物資  
を消費する場合に、その購買力に担税  
能力あるものとして間接税を課税する  
ということは、最も合理的な、また実  
際的な課税であると思うので、これは  
意見にわたりますが、考えておいてい  
ただきたいと思います。

とであります。が、毎年国会の終末には政令改正をなさる。ことは、政令改正にどういう考え方を持つておられるものもある。こういうものについて、今政府はどういう考え方を持つておられるか、ついでに承わっておきたい。

○原政府委員 物品税関係については、調査会の答申も、増徴ないし新たに課税するものと、軽減するものと両方あつたようなわけでありますが、今回は先ほどのようなわけで、これをやらぬということにいたしました。關係上、私どもとしては、原則としても一切手を触れないで参りたいというふうに思つております。期限の参りますますものについても、期限の参りますますでそのままにしておくということを考えております。

○奥村委員 そうすると、私は詳しく調べていませんが、たしか天然色フィルムなどは、最近のうちに免税の期限が切れる、そうすると当然課税することになるのですが、これはたしか三月三十一日と思いますが、四月一日から天然色フィルムに課税なさる方針でおられるのですか。

○原政府委員 カラー・フィルムは四月から課税になるものと思つております。

○奥村委員 あれは税率何ペーセントでしようか。

○原政府委員 三割でござります。

○奥村委員 これに関連しまして、先年われわれミシンについての物品税はたしか免稅にした。ところが地方の市町村で、今度は法定外普通税としてミ

課税をしている市町村が百何十カ市町村ある。またうわざによると、電気洗濯機やテレビにも市町村の方で法定外普通税をかけようという話もある。こうなると、國の方で免稅しても、地方でなければ同じこと、しかも地方の方でかけるのは、かけるところもあるし、非常に不公平になるわけですが、これとの関連はどう考えておられますか。

○原政府委員 なるべく國稅と競合しないよう、にという意味で、ミシンなども、新しい制度でなくて、前からあらはつぱつあるようでございます。非常に厳格に、國稅でかかるれば一いつかぬということも言いかねるような市町村の財政の事情もありましたよし、またなるべく競合しないようにと、いうことも、結局なるべくといふことであって、絶対にいかぬとはなかなか言い切れない。地方稅につきましては、やろうという場合に、こちらが意見を言えるという形になつておりますので、必要に応じて意見は申しておりますけれども、非常に強く絶対いかぬというふうに承知しておりますし、ほどほどのことではなかろうかというふうに思つておられる次第であります。

主税局長にお願いの趣旨で、一つ資料を要求いたしておきたいと思います。それは、先日来國税局長官に名義貸しの問題をお尋ねしたが、今回の法律改正で、四月一日からは適切な措置がとれると思うので、今回の措置はまさににげつこうで、これは私は双手をあげて賛成しますが、しかし今日までの税務当局のこの問題に対する税務執行ぶりについては、先日の御答弁ははなはだあいまいで、つかみどころがない、そこで大蔵大臣にお尋ねするつもりであったが、時間の関係でお尋ねできなかつた。名義貸しの問題だけではなくに、従来株式の譲渡所得の課税の場合でも、証券取引所とか、あるいは株屋さんが法律にきめたにもかかわらず、いわゆる申告義務といふのを怠つておられる。そこでなぜ怠るか、これはそういう業者の方が怠るのでもあるが、政府御当局も、断じて申告をさせる、法律を執行するという気持が薄かつたよう思う。だんだんそれがこうじて、どうも税法を尊重するという氣持が薄れたような感じがして、私はまことに残念です。そういうふうに過去を振り返つてみると、こんなことでは税法は確立できませんから、この際この名義貸しの問題ははつきりしておきたい、こういうことであります。そこで、主税局長を通じて国税庁の方から一つ資料をとっていただきたい。先日あいまいでありましたので、お願いする資料は、まず第一に、いわゆる事業会社から証券会社へ払つた配当金、これは昨年一ヵ年分でけつこうですが、一ヵ年間の配当金の総額、これは証券会社ごとにまとまればまことに

けつこうですが、その総額、それから当該証券会社の収入金で何%入っておるか、差引何%がわゆる大口所得者のあいまいな所得となっておるか、これをはつきり資料としてお出し願いたい。これに基いて確かめていくならば、この問題はおそらく明確になろうと思うのであります。御承知の通り、もしかりに個人の名義で配当所得を受けたが、それは実際は他人さんのものだ、その名義の方が自分の所得として申込しない、そこで税務官吏が、それじ他人さんというのは、一体どなさに渡したのかと言つた場合に、そのどなさんの名前は言えませんというよなことで税務官吏は済ましておきまいか。それと同様のことと、証券会社は大きいから、あるいはそれは経済上、いろいろ波及する影響がありましょうから、もちろん慎重を期さなければならぬれども、ただその言葉に甘えて、あまりに税法を尊重しないということではないかねと思う。そういう建前から、一つ資料をいただいてから、あなたの方と並行して、われわれもこの問題の実態を究明して参りたい、かよろに存じますので、資料をお願い申し上げておく次第でございます。

らいたいだきたいと思う。要は、先日社会党の方々との表現は違いますが、会党の諸君からお出しになつた手取り所得の増加率、これを加味していただきたいということです。表現は、私といたしましては、この大蔵省の減税についての説明によりますと、単に税額の軽減割合だけをとつて言われる。しかしそく考えていただきたいのは、五十万円の所得者の税額は、五十万円に対して一割の大さっぱり言つて五万円、ところが一千万円の所得者の税額は、大さっぱり言って五割の五百万円、そうすると、所得に対する税額の割合が全然違うので、高額所得者ほど税額の割合が多いのですが、それに一率に、たとえば一割ずつの減税をするとすれば、高額所得者には高率の減税割合になる、そこを一つ考えていただきたい。もつと数字について言いますならば、五十万円の所得者の税金が一割で五万円、それを一割減税すれば五千円ですから、五十万円の所得に対してはわずか一%の減税になる。ところが千万円の所得者の税額は五百万円、その五百万円の一割減税すれば五十万円、そうすれば千円の所得に対しては五%の減税になるでしょう。私の申し上げることがおわかりになつたかどうか、それを一つ先に聞きたい。

当金は収入に見ないということにいたしておりますから、そういう意味で、資料をどの程度整理しておられるか、それによつて難易の程度も違うでしょうし、また時間がかかるかからないかということもあると思いますので、その辺調べました上で、なお御連絡申し上げます。

○奥村委員 それでは、どうですか、この次からの減税の場合には、従来の税額に対する減税の割合と手取率に対する減税の割合と、両方並行して御説明になつた方が公平な御説明と思うのですが、そのようにおやりになりませんか。

○原政府委員 そういう点が御関心でありますれば、そういうことはいたしてけつこうであります。ただこの際、今回の改正についてそういう見地でごらんになるということについて、私どもの考え方をちょっと申し上げておきたいのは、これもたびたび申し上げておることであります、戦争を通して経済も非常にゆがみ、税制も非常にゆがみました。このゆがみをだんだん直そうと累年努力してきておるわけであります、実際問題としては、特定の五百億なら五百億を所得者の減税に充てるという場合に、やはり特に政治的な角度といいますか、わかりやすさといつたようなことが割合に安易にとうとぼれまして、控除に財源をほとんど使つた。それは、二十五年以來の税制改正の総財源の八割が控除に使われておるということになつております。そして、その結果現在われわれの持つております税法上の負担が、そのものずばかり見まして、それぞれの階級についてあまりにアンバランスであるといふ

感じがいたしております。ここに詳細な資料を持っておりますが、たとえば一千万円のところで、事業所得の場合ですると、事業の方は事業税もりますから、それまでくるめて考えますれば、手元に残るのはわずかに三百万円くらいになってしまいますというような状態になつております。それについて考え方いろいろあります。いろいろありますようが、私どもとしては、やはり控除の率と税率の割合でいうものを考えて、もう各課税になつておられます。そこで重い結果が、納税者の方も十分な申告もされないし、税務の方も重いという感覚を持って、法律通りの執行がなかなかできないということを考へたわけです。

いうことよりも、やはり低額になればなるほど所得税の負担それが小さいということになりますので、お読みになる場合に、低額の人が手取りがよけいふえるということは不能な問題である部分が相当ござりますので、その辺も御了解いただきたいと思います。そういう点を将来一緒に見たいといふことであれば、私どもとしても、そういうものを用意するということはいたしたいと思います。

○奥村委員 今度の税制改正でまだ明らかになつておらぬのは、固定資産の耐用年数の改訂の問題であろうと思うのです。これは先日来、当委員会の公聴会の公述人からも強い意見が出たのですが、固定資産の耐用年数の中には、現実に即応しないのがずいぶんたくさんある。御承知の通り、最近わゆる技術革命と申しますか、設備、技術が進んでいるのに、日本の国内のそういうものは世界の進歩にまだ即応していない。そこで、かなり陳腐化した固定資産がたくさんあるので、これをできるだけ早く償却して設備を改新しなければならぬ。それから一般的に固定資産の耐用年数というものは長過ぎる、実情に合わないと、何とかしてもらいたいという声が強い。私どもも実はその通りに考えております。その意見の中でも、アメリカあたりでは、特定の機械の中では、その範囲内で五年間の任意償却制度を実施しておるといふことも言つておる。つまりある程度の範囲内で納税者が任意選択して、五年の任意償却制度を実施しておる。日本においても、このくらい思い切った考え方で耐用年数を縮め、あるいは任

に税法においても即応するようになつてもらいたい。私どもも同感に考えるのであります。こういうことについて、今主税局長の方はどういうようになりますか。

○原政府委員 固定資産の耐用年数につきましては、前回が二十六年にきめましたものであります。だいぶ時間が経過したことは認めますが、どういふふうなことを考えまして、近い機会に、学識経験者あたりにも御協力を願つて、これを再編成するという作業をいたしたいと思っております。なおその際、現在のは長過ぎるというお話をあります。それがよく調べてみないとわかりませんけれども、私の感じたいたしましては、前回きめましたときも、実際の耐用年数よりははあるかに短かい。それから各國でやっております例に比べましても、決して長過ぎることはない、むしろ若干年数が短かいというようなことにもなつております。技術的に世の中が非常に變るというときにどうかみ合せていくか。一般的に短かくするか、あるいは陳腐化の償却をより円滑にやらせるかというような方法論についても問題があると思います。この辺、いずれも問題の検討は具体的な事実に即していただきなければならぬので、十分研究いたしいと思います。なおアメリカの制度を引いて、任意償却の問題、それから五年間償却の問題がありました。それにつきましては、私の承知しておりますところでは、多分国防産業ともう一つあつたと想いますが、五年間に償却させるという制度をやつておるようあります。こういうものにつきましては、われわ

れの方といたしましても、三年間五割増、あるいは初年度で二分の一減却させるということをやつておりますが、初年度で二分の一を落せるという場合も、これほど大きく落せる国はどこにもないようです。今はそれに加えまして、鉱山関係の探鉱において、初年度二分の一でありますたのを、金額まで落してよろしいということ——機械の場合は、残存価格を除いた九割までであります。そういうふな手当もいたしております。この問題につきましては、そういう三年間五割増ないし初年度二分の一という方式が果してそのまままでよろしいかどうかという問題、それから対象にどういうものを考えていくかという問題、そのほかに、多くの国がこういういう償却の促進を認めます場合は、やはり投資の波とからめて考えておるようでございます。特にイギリス、ドイツというようなところは、投資が過剰になると低くしてしまふというような面を合せてやつしております。そういうように、経済政策的に見えると、それを認めて投資を奨励するという問題もありますので、それらを合せて十分研究いたしたい。なおアメリカの任意償却制度といわれておりますのは、私は十分研究はいたしておりませんけれども、アメリカでは、わが国におけるように、法律で耐用年数をきめて限度を規定する。そしてそれ以下の範囲内でやりなさいという制度ではなくして、一応企業が長年の経験、あるいは新しい場合とすと、他の企業の経験を見て、これは何年という見積りでやる。ただしそれはフリーに

何年でもよろしいというのではなくて、アメリカの税務行政においては、たしか横文字で言いますとエンジニアリング・グループというのがおりまして、相当な技術者をかかえております。そうして申告書にある耐用年数が大体彼らの持っている標準的な耐用年数で、というような運用をしているようで、やはり根本は任意償却ではなくて、目当な開きを見せますと、税務署の方で、これをおかしいと言つて否認するというような運用をしているというようなりに大体合えば認めていく、それが相手の制度と趣旨は同じである。ただ、大体彼らの持つてある耐用年数がどうなっているかを承知しております。従つて、任意償却制度というのは当らないのではないかと思ひますが、そうしますれば、償却をほんとうに大幅に、どの年度にも持つていけるというようなことになる。任意償却ということは、税制からいうとちょっと認めにくいのであります。アメリカもそうやっておらないというふうに私は承知いたしております。

かまわぬじやないか、五割増しや特別償却を受けるものと受けないものとのアンバランスがひど過ぎるから、耐用年数全体の改訂の声が強くなっている、こういうふうに私は思うのです。そうすると、さしつけめこの一般的な固定資産耐用年数はいつ改訂するという御方針は、まだ立っていないのですか、やるとすれば、何か特別にこれのための審議会でも作つて、またそれで一年もかかるいろいろ審議の上できめる、こういう段取りになるのですか、その点をお尋ねします。

○原政府委員　ただいま特別償却との比較でのお話をありましたがあつたが、いろいろ議論にわたりますから、なお私ども十分研究させていただきます。どんな段取りで改訂をやるか、やはり相当なる学識経験者にお願いして――これは非常に骨の折れる仕事なんです。データも集めて、それらの学識経験者でもなかなか全部の機械、全部の設備を通じておられるということはない。そうしますと、やはり各経験者の間でどうつかないでいくかというようなこと、その各部門での研究自体に相当データが必要であり、また判断に苦心を要する、そのほかそういう全体のコ-オーディネーションもいる。そこにだいまるいろいろお話しのような政策的な見地あるいは経済の実態と合わすといふような大きな問題もあります。そういうふうなことから、私どもとてもこれが三十二年あるいは三十二年度内にできるといふまでのものではないのでないか、おそらくもっと長い期間かかる、そこかといって三年、四年かかるということはないと思います。やはりまだ私ども法律案をお願いする仕事を

追われて、十分時間表を作つてみておりませんが、やはり一年以上かかるんじゃなかろうかというふうな気持で、これは私の個人的な感じでのお話をですが、そんな感じでおりますが、やる以上は、じっくりとデータを掘り下げ、議論をしてやりたい。前回やりましたときも、たしか時間は一年半くらいかかったと思います。そうして非常に事務量は多くて、関係の方々も大へん御苦心なさったよう記憶いたしております。できるだけ早く、しかし粗雑なものであってはいけませんから、いいものを作りたい、せっかく努力いたしたいと思っております。

現にことしの予算では、歳入予算の一九%近くになつたんじやないかと用了。おそらく戦前戦後を通じて、國の歳入予算の一九%今まで酒税が達つた。なぜこうなつたかといふと、戦後の、つまり原料米が不足したために非常に酒が少かつた、あの希少性価値に対し特に重い税金をかけた、それがそのまま今日まで大体続いておるというので、米が豊富になってから特に自然增收がふえてきて、酒税がそういうことになつた、こういうふうに思うのです。どうです、それじゃ、これから先もこういう税金は、取れば何ぼでも取っていく、二〇%にも二五%になつてもいいということですと、これは、いわばお酒飲みの人間にあまり税負担を重くかけ過ぎるのはどうか。私はこの間計算したのですが、一日に三合酒を飲むと、一年に一石酒を飲む、二級酒を飲んでも二万二千五百円の酒税をその人が負担する、ところが所得税で二万二千五百円を負担する人は、おそらく四十万以上の所得者でなければならぬ。農村へ行ってみまして、四十万以上の所得ある人というのは、ほとんどありません。しかし酒を一日に二合や三合飲む人は、ざらにある。こう考へても、それこそ酒税やたばこ税は大衆課税で、こういうのはむしろ減税しなければならぬ。現に社会黨の諸君も、今回また酒税の減税案を提案して、本国会で近いうち審議しなければならぬ。政府御当局は、これに対してもどう考へておりますか。

のを考えるという、つまり純理論的にはおっしゃる通りのことだと思います。酒税は、お話しの通り戦争中、特に最後は、いわば酒税が税の非常に大きき部分をずっと背負つてきております。その間お話しの通り、希少価値といふものもあってできた、だんだんそれが需給がゆるんできて、供給も相当地するということになってしまいますと、現在では、負担する消費者に対しても相当地重いし、またそういう需給の事情から考えても、かなり問題があるというようなことになってきております。ですから、白紙で考えすれば、物品税の中のかなりいろいろな物品との負担のバランスというようなことも考えますと、まことにどうかというような議論が強く出てくるわけです。ただそれを実際に、それじゃこつちは下げて、こつちは上げるということを白紙でできるかということになりますと、なかなか実際にはできにくいというのが実情で、下げる方だけはよろしいということになりがちでございます。やはりそういう点については、もう少し全般的に、私どももそういうことで、大方の判断をしていただぐよう努めなければならぬと考えます。また大きな方方向としては、おっしゃる通りだと私は思います。ただその間、非常にそういう方向を表現するについて困難が多い。財政需要が減るか、あるいはほかで税収がふえるというような場合には、割合に上がる方なしにできるということになりますようけれども、今後は、財政の状況を見まして、その辺は慎重にやって参りたいと思っており

○奥村委員　主税局長のただいまの御答弁によると、白紙で言えばその通りだ、酒税は重いので、これは下げなければならぬのだ、まことに率直な御答弁であります。が、その通りならその通りに、酒税を下げるべく努力し、幾つかでも実現させてこそ政治であります。白紙ではそうだが、とてもできぬ、どうもできないとか、何から手放しにあきらめているような御答弁では、はなはだ主税局長の御答弁としてはたよりない、それでは、どうも国民として信頼が持てぬと思うのです。この酒税の問題ばかりではなく、先日平成税法の問題をお尋ねするのに、何か理屈ではどうにもならぬ、うしろに強い力があつてどうにもなりませんといふような、非常に責任のあいまいな御答弁ばかりで、そんな当然すべきことは勇気を持ってやらなければ、私ども政治家になって国会に来てるのが税金を払ういう白紙でもつて当然のことなら、ぜひ実現するようすに大蔵省当局も御理解が願いたし、私どもそのようにやつていく、もしそれをおやりになりませんと、結果としてどうなりますか。近ごろ国会を取り巻いていろいろな陳情運動があります。中には、それが度を過ぎて、いわゆる内閣官房長官の言うような、強訴というような現象も現われているが、そういうはち巻を締めたり、白たすきをかけて、わあわあ騒がなければ政治は動かないのかといふことになつて、日本の政治をますますゆがめることになる。どうぞ、一つそう手放しにあきらめぬと、何とかやろうという御熱意を示していただき

たい、これは私の意見であります。それをもつて私の質問を終ります。

○平岡委員長代理 では横嶋重吉君。

○横嶋委員 私は、印紙税についての御質問をされることは、ちょっと伺いたいと思います。税を新しくとつたり、あるいはまた増徴する場合には、とられる者に対しても納得させるだけの強い理由がなければならぬと思うのです。そういうはつきりとした理由がないのにもかかわらず、この増徴をするというやり方は、どこからでも無理をしてでも税をとらう、そういうふうな態度が大蔵省の中にあるのではないか、こういうふうに見られてやむを得ないと思うのです。今度出てきておる印紙税の増徴もそうであるし、あるいはまた別案として出ておる揮発油税の増徴についてもそうである。これを増徴するだけの根拠がないわけでは、なるほどこの理由によって増徴するのか、こういうような理由ではわれわれを納得させることができないのです。従つて、政府提案の説明を見ただけでは、なるほどこの理由によつて増徴するのか、こういうような理由ではわれわれを納得させることができないのです。ですが、これらの根拠について、印紙税について、一つさらにつきまして承りたいと思います。

○原政府委員 印紙税につきまして改正をしようとしているのは、御存じの通り、中心は手形に対する課税を、現在何千万、何億の手形でありますけれども、印紙税十円でよろしいということになつておりますのを、それはいかにも不均衡だということから、これを金額の変合へこなじまして、負担を均等に

合意がつくようにならなければなりません。そう申し上げておるの  
が、つまり今回お願いしておる趣旨であります。そこで、印紙税——  
この種類のものによつては、一万円の  
手形を振り出します場合と、何億とい  
う手形を振り出します場合とにおい  
て、同じ十円ではおかしいではない  
か。かつ、それはそれだけの孤立した  
議論でなくして、現に課税いたしており  
ます借用証書等におきましては、はつ  
きりと幾ら幾ら以下は幾ら、それをこ  
えたら幾らまでは幾らだというふう  
に、段階を六つ七つ設けて、その金額  
の多寡に応じて、それに対応するよ  
な税負担をしてもらうということにい  
たしておるわけであります。年来この  
点は、非常に大きな不均衡として私ど  
も常に問題にしておつたところで、日  
本の税制でも、大正のある時期までは  
そういうふうにいたしておつた経過も  
ありますし、各国の事例を見ましても、ほとんど大部分の国が、手形につ  
きましてはやはり金額に応じてとる。  
極端なところは、手形金額の何ペーセ  
ントというてとるというふうにいたし  
ておるものござります。やはりその方  
が損税力に合う。今のはいかにも損税  
力から考えておかしいというふうに思  
いましたので、今回こういう何をお願  
いした。その際にも手形の特性を考え  
て、借用証書の場合の税率よりはだい  
ぶ整いものにしておるような次第で、  
これがお願ひしておる趣旨で、無理し

○横議委員 稅をとる場合には、担税能力のある者からとるというのが一つの趣旨であろうと思うのです。従つて、担税能力のある者からとるというのならば、一応わかるのであるけれども、この印紙税の場合には、一体だれが払うかというならば、金を借りる者が払う、金を借りる者があるということは、金を貸す者がある、金を貸す者に対しては何ら課税が行わないので、金を借りる者に対して印紙税を払わせておる、担税能力のない者から取り上げていこう、こういうふうな政府の方のやり方である。少し考えが、今まで税論議として出てきた論議とかけ離れた、矛盾した今回の態度ではないか、こういうふうに思うのですが、この点いかがですか。

○原政府委員 印紙税は、われわれ流動く、あるいは財産が動くという場合に、その動く財貨の性質に応じ、またものによって、金額に応じてかけることにいたしました。そういう趣旨でありますから、相当な金が動くといふことは、債務者にかけるといいまして、債務者がその金でとにかく相当なことをやるというようなことが推知される、そういうようなところでかけていく。つまり流通税というのは、取引引税率あたりが一番いい例でありますけれども、財貨なり財貨一般が動きます際に、その財貨の量に応じ、価額に応じてかかるということでありますから、あなたがち債務者にそれを所得課税とい

いうことでなくして、そういうところに  
担税力が推知される、つまり何かやる  
という非常に漠然とした表現であります  
が、そういうようなことでかけるも  
のであります。お話を通りですと、  
印紙税全部を否定されるというような  
ことになります。やはり税は、理論  
で言えば、全部の人の所得調べて、  
所得に応じてかけるという行き方もあ  
りますが、それだけではな  
かなかかない。消費税におきまして  
は、こういう特定のものを使う人は担  
税力があるということであれば、その  
担税力を見てかける、また流行行為に  
しても、この種の流行行為は担税力が  
あると見ればかけるということでありますか  
で仕組まれておるものでありますから、そ  
れらが一体となって、全体として妥当  
な税負担ということになるような趣旨  
から、その際、債務者だからどうという  
ことは必ずしもないのじゃなかろう  
か、流通税というものはそういうもの  
で、全体として補完し、相補つて税の  
負担が妥当になるということをねええ  
ばよろしいのじゃないかと私も考えて  
おります。

子所得を上げた者に対しては、利子所得を幾らとっても無税にして、力のない者の方が金を借りに行くというと、さらに印紙税をかける、これは、能力のある者に対して公平に税をかけていくという態度にはどうしてもならぬ。これを政府の方では、貸す方に対して印紙税をかけるような方法をやらない、借りる方に対して印紙税をとる方法をやつておる、これで公平の原則、あるいはまた租税力のある者にかけておるのだ、こういうふうな態度を貫いていふと言えますか。

お貸す方の利子所得にかけないと言わ  
れますが、利子所得の非課税は、預貯  
金、公社債、貸付信託、こういうよう  
な種類の利子所得には課税をいたしま  
す。ただ課税するからどうということ  
ではなくて、私の申し上げておるの  
は、税の体系の中で、そういう所得課  
税的な見地ではなくて、いわば補完的  
な税として、流通そのものにおいて担  
税力を推知してかけるものであるとい  
うことを申し上げておるわけであり  
ます。

お申し上げる所の如きは、おそれておられることはござりますが、利子所得の非課税は、預貯金、公社債、貸付信託、こういうような種類の利子所得には課税をいたします。ただ課税するからどうということではなくて、私の申し上げておるのは、税の体系の中で、そういう所得課税的な見地ではなくて、いわば補完的な税として、流通そのものにおいて担税力を推知してかけるものであるということを申し上げておるわけあります。

○横錢委員 領収書の場合には、利益を得た方、いわゆる売り上げなり料金なりをとつたりする方が通常印紙税を払つておる。この場合は、領収書に印紙税を十円払うからということで、商品あるいはその他のものに税をかけておるとは考えられない。従つてこの場合には、領収書を出す方ともう一方では、これは出す方が印紙税を負担する、こういう仕組みになつておる。ところがこの手形の場合においては、これは通常銀行に行つて金を借りりても、その他の場合の商行為をやつても、金を借りる方が印紙税を負担しなければならない。ところがこの場合は違なんです。従つて、今言うところの流通税の考え方から言つならば、これはごく軽微の印紙税を払うというのであれば、一応理由はあるけれども、これはど重い印紙税にしていいこうというのは、少し過酷ではないか、また他のものとの均衡を失しているのではないか、こういうふうに考えますが、いかがですか。

○原政府委員 先ほど申し上げてお

非常に氣の毒だというお考え方の方は、やはり所得がどうという式のお考え方方が裏にあってのことと思いますが、流通税というのは、要するに財貨が動く場合に、そこに担税力を推定する、借金をして、それをいろいろなものに使うというような場合がありましょ、そういうことを推定してかけるのであります。そして、その債務者だから氣の毒だという御議論は、ちょっとこういう税の場合には必ずしも当てはまらないのではないか、こういうふうに私ども考えております。

は、ただいま申しましたような理論から言うて、金融機関の取引においては、もうそれでやるというようだ、そこで担税力をはかつてやるというような部面ではなしに、いわばニュートラルなものにしておいて、これによる金利負担を金融機関の手元で上げるということはないじやないか、担税力の方から言つても、そこはそこで担税力を推知していくくという面じゃないじやないかというふうに考えてあるわけでござります。

の法案が完全な姿になつておらないといふことを示しておるのであります。

○原政府委員　ただいま申しましたように、金融機関の間の資金繰りが足らなくなつて借りる場合の金というのには、それで何か収益事業をやろうといふのではなくて、いわば資金の過不足を調整するのが目的であります。一般に手形の振り出しがあります場合には、それに基いて何かやる何かやることとは、それによつて収益が出で、所得課税にもなるだろう。しかして、税の体系というものは、それを単純に

こういう論ですね。そうすると、これは均衡をとっていない、どういう点でとつてないかなどといふと、借用証書といふのは、通常一年とか二年とか長いものなのです。手形の商行為というのは大体二ヵ月以内、銀行へ行つて金を借りれば、大体二ヵ月でもってこれは決済をしなければならぬ。この原則の上に立つて、借用証書で一ヵ年五十分円まで借りた場合には、これは二百円の印紙税を払う。ところが手形で二ヵ月ごとに切つっていくと、これは一年間六回である。そうすると一回は五十円であるけれども

いうのを見ますと、圧倒的に三ヵ月以上というところに中心が参ります。そういうことから、今回盛りました結果は——消費貸借が何年にもなるとしても、うのがあるでしようが、一応一年とすることを基準にして、今回の各税率は、それの全体として四分の一程度——階級によつて若干差はございまが、そういうことにいたしてバランスをとつておるつもりでございます。○横錢委員 この印紙税は、金を借りる者に対してかけておる結果、借用書に対する非常な過重になつてくる。な

行為が行われることに對してかけの  
だというのならば、やはりそのことは  
公平でなければいかぬ。これは、借用  
証書に対しても一應の考え方が立つだ  
ろうし、それからもう一つの場合に  
は、銀行の当座貸し越し、これには印  
紙税をとつておらない。これは、たと  
えば現在の日銀の各銀行に対する当座  
貸し越しは、すでに三千億に近い。こ  
の三千億に近いところの当座貸し越し  
に対しても、印紙税を一錢もとっていない  
ない。それから銀行と他の個人との間  
における当座貸し越し、これは各銀行  
において全部やる、この当座貸し越し  
も、これは当然同じ考え方から、流通  
税として見なれならぬのだが、これ  
に対しても印紙税はかかるべくおらぬ。  
こういうものが、大口のものほど無税  
になつて行われてゐるのに對して、こ  
れらの手形に對してだけ印紙税を課稅  
していくこうというのは、やはり均衡を  
失しているんじゃないでしょうか。

らは差してかえないと云ふことは理由としてどうもおかしい。日銀そのものも、これは中央銀行として、あるいは日本の国立銀行として立てておるのならば、それはわかるけれども、日銀そのものが株式会社の構想でやつておるでしょう。あるいはその他の銀行といえども、全部株式会社でもつてやる。株式会社というのは、営利を追求する原則の上に立つておる。その営利を追求する原則の上に立つておるものとそ他の商行為をしているものは全部公平に扱わなければならぬ。そのものが当座貸し越しの場合においては、全然税がかからない。そして一々手形を切つてやるような小さな商行為に対してもかけていくというのは、片手落ちのやり方だ。では、当座貸し越しの場合において技術的にこれをやることができないかというと、かけようとするならば、技術的に簡単にかけられる。にもかかわらず、こういう大口の方面だけは抜かしておいて、小さな方面だけいじめようというのは、当局のとつておる印紙税法の旨点というか、あるいはまたこの制度の欠陥というか、こ

所得課税一本でやらずに、あるいは消費課税とか、あるいは流通税とかいうところでも取って、補完しておる。これはわが国もそうなっておりますし、世界各國そくなつております。そういうふうになつておるので、金融機関がいたします場合に、それによつて何かやるというのではなくて、むしろ資金の過不足を調整するものだというふうな考え方、これが中心であります。なお加えて、そういうことによつて、金融機関の相互の部内で金利が上つてくるというようなむだは避けたいというようなことも副次的に考えて、金融機関の発するものは取らない、取らないといふか、低額にいくということにいたしましたわけでございます。

○横錢委員 この問題はもう少しやりたいのですが、私の持ち時間がないので他に移しまして……。

先ほど、借用証書の問題についても言われたのですが、借用証書との関係がある。借用証書の方は、段階別に作つてある。しかし手形の方は、何億でも十円である、従つて均衡を失しておる、だからこの均衡をとるために出したのだ、

れども、結局は三百円である。手形の方が百円よけい払う。これが百万にわたった場合、借用証書の方では三百円払う、手形の方は六百円払う、これは均衡をとっていない。百万の金などか大した金じゃないといえばそれまでだけれども、通常の場合、百万の金といふものは現在の市民生活においては重大なる金額だ。この重大なる金額が、まだ実際上の商取引の中において一番多い。こういうような五十万、百万の一例をとつてみても、手形と借用証書とが均衡をとっていないばかりか、むしろ今度の改正によつて、手形の方がはるかに重くなつていく。こういうことに對しては、当局はどういうふうに考えておりますか。

せかといふと、金を借りる者は、まず銀行の預り金を払わなくてはならぬ、印鑑証明料を支へなくてはならぬ、金を要する、それから銀行であるならば、その銀行の株を買わなければならぬ、信用金庫であったならば、出資金を出さなくちゃならぬ、あるいは担保を入れようとするならば、不動産の登記をしなくちゃならぬ、登記料を支へられる、それのみならず、ようやく供りたと思つと、両建預金か、あるいは印鈐の増歩積みをやらせる、あるいは印鈐の増徴にあう、そのほかにもまだいろいろなものがかかるつくる、こういうふうにして初めて金を借りたとしてごらんなさい。一百万円の金を借りても、手元に入るのは五十万円入るか入らないかとになつてしまふ。こういうような在の状況において、さらに借用する者に対しても不利な法案といふものは、これは考えるべきものである。しかも、もしやるとするならば——先ほどの局長の答弁の中には、何億といふ金が十円の印紙税といふのはおかしいんだ、こういうふうなことを例に出されておる。何億といふ金が十円といふ

卷之三

大藏委員會議錄第十六号

昭和三十二年三月二十日

卷之三

卷之三

そういうような巨額な金に対しても、印紙料の方を上げていこうというのならば、これは話はわかる。五十万円程度の金額までいじって上げていこうといふのは、これは理由が乏しいし、また過酷なる増徴になる、こう考えるのであります。この点は、ぜひ一つ当局の方ととしても再考慮すべきやないか、また再考慮をしてもらいたいということを、心より希望として申し上げまして、私の時間がないので、一応打ち切つておきます。

○平岡委員長代理 神田大作君  
○神田(大)委員 私は、時間が一時までということでありますので、揮発油税について基本的な問題だけをお尋ねして、後刻また質問したいと思います。

○神田(大)委員 私は、時間がござ  
でということでありますので、留

税について基本的な問題だけをお尋ねして、後刻また質問したいと思います。

〔平岡委員長代理退席、横錢委員長代理着席〕

るようにより、法律を国会でお作りになりましたのであります。その後揮発油の消費はさばき切れぬというようなものもあるのですが、一方で自動車の台数の増加、また貨物の増加、鉄道だけではさばき切らざるものだということは、もう當然のことです。これをやります場合に、何とか意識になつております。もうよく御存じのこととあります。そこで、これを何とかしなければいかぬというのが一つです。金がなかなかかけたが大きい。最近は、たしか一兆円に上る計画を十年間でやりたいというようなことを建設当局は言つておられるようですが、いざにいたしましても、その所要額の方には、大きい、かたがた、一般財源の方には、いろいろな財政需要が重なつてゐる、減税しなければいいではないかといふれば、それまでであります、減税自体も、これは他の政策にまさるとも劣らないような大きな政策事項として、その必要性はまた各方面の十分お認めいただけるところだということになります。すると、揮発油税自体で補完するという線が一応研究の対象とならざるを得ないということになります。

これはなお増徴に耐え得るかどうか、それが各国の場合と比べてどうかというふうな点を検討するという段取りであります。それで、いろいろ関係の所管省とも連絡をとって、教えていただきながら調べて参りますと、道路整備による受益は非常に大きくなつたわけであります。それで、いろいろ関係の所管省とも連絡をとつて、燃油税を百億なら百億増徴する、それで道路を改良整備する。そうすると、そこを走る車は損傷が少いばかりでなく、一番大きなコスト・ダウンになることは、早く目的地に着く、そして車両の費用が減る、運転手さんの人作費が非常にお安く済むということになって、すぐ二割、三割のコストが節約できる、それをずっと集計して参りますと、日本じゅうの車がそういう一百億でできた道路を全部通るというわけには参りませんが、平均的に考えて参りますと、何年か続けて参りますと、大体そういう恩典が平均して及ぶんだろうという考の方から、そうやって参りますと、現在の台数がふえないで、貨物量がふえないで、その利益は十五ヵ年——十五年間に受けるその利益が、初めて払った税金の倍、二百億になるという計算が出来ました。これが、このようになりますが、平均十五年を見て、毎年車がふえ、貨物がふえてくるのをふれましたり、あるいは、その他のいふ道になれば、舗装費も簡単に済む利益まで見ますと、四倍、五倍という利益が出て、アスファルトでも相当年数持つものであります。直接自動車業者の利益として出る。直接自動車業者の利益として

が非常に大きいという——これは、何も私どもだけの計算ではなくて、鮎川さんが中心になってやつておられますから、目的税として負担していただきます場合においての受益の関係は十分あります。まあおつりがくるくらいあるといふことがわかり、それでは、現在の税負担が絶対額としてどうかというと、相当大きな負担をしておられるわけでありますけれども、この場合世界の各国と比べてみると、ガソリンの小兌換格の中では税がどのくらいの割合になつておるかというのを見ますと、日本は小兌換格が三十七円で、そのうち税が三五%で、十三円であります。これより低いのはアメリカ、その他ではカナダというような国があつたと思いますが、米国は二八%、日本よりも安いのはごくわずかの数で、他の諸国ことに西欧諸国の例を見ますと、イギリスの場合には小兌が六十一円、うち税が三十八円入つておつて、六三%の税負担、西独においても、五十七円のうち二十六円入つておつて四六%、イタリアの方は、七十三円で五十二円余り入つておつて、七〇%をこえる税負担になつておるということになつております。そうして、また各國とも、ガソリン税の收入を道路に充てるということについては、かなりにその例がございます。特に顕著なのはアメリカであります。それが、連邦・州ともそういう運営をしておる。その上に、アメリカは昨年の六月末の立法で、今後十年間に、

整備しようということで、ガソリン税は五割引き上げをして、それを全部つぎ込むということもやつております。そのように、各國の負担との比較を考え、また各国のやっておることを考え、また道路が自動車業者に相当利益を与える。近ごろでは、自動車の通る道というものは、もう人の歩くというよりも自動車の専用道路みたいなもので、人が歩いては、ほこりをかぶってしょうがないというようなことですから、そういうことを考えると、一般財源からできるだけ出すにしても、この際非常に大きな言葉がきぎでなければ、日本の道路を革命的によくしようとという場合なので、それらを考えて、ガソリン税をこの際上げて負担していただきたいという線も、十分御承認いただけるのではなかろうかということを考えまして、今回の法案をお願いしましたわけであります。

をどうする事、それから先はど申しました各國の揮発油税の税負担の実情、こういう資料を出してもらいたい。今までの資料からわれわれの調べたところによりますと、ガソリン税をとつて、ほとんどガソリン税のみによって道路の改修が行われておる。一般財源からはほとんど出ていないというようになりますと、ガソリン税をとつて、このガソリン税をほかの方へも使っておるというような資料もあるわけです。こういう道路整備のために使つた財源の詳細な資料を出してもらいたい。それから、これから五ヵ年計画によるところのガソリン税と道路整備の関係、この資料を一つ出してもらいたい。それによってわれわれは検討していきたいと思う。ただ私は、ここで、本会議が始まるので時間がありませんから、一つだけ申し上げたいと思いますが、こういうように、道路税を含んで一キロリットルに対して六千五百円も膨大に税率が上るようなことをして、果してこの負担が大衆に転嫁されないか。自動車業者は、ガソリン税を寄せを大衆に転嫁すると思うのです。こういうことになりますと、日本が上れば、結局苦しまざれに、このしわ寄せを大衆に転嫁すると思うのです。こういうことに対しても、当局はどうお考えになりますか。

○原政委員 まず最初に御要求の資料は、できるだけすみやかにそろえて提出いたします。その中で五ヵ年計画とガソリン税の関係というのは、たまたまあります五ヵ年計画ならわかるからではありませんが、新しい十ヵ年計画といわれわれは見ておるのみならず、このガソリン税をほかの方へも使っておるというような資料もあるわけですが、こういう道路整備のために使つた五百円引き上げられたので、それが大衆にといいますか、運賃にどう響くかは、今の輸送量で倍の利益がある、輸送量がおそらくどんどん伸びますから、この伸び方でいくと、おそらく三倍、四倍の利益になると思います。そこで、そういうふうになるのだから、もう上げないでもいいじゃないか、あとは、今の輸送量で倍の利益があるというふうになるのだから、もう上げないでもいいじゃないか、あとは、今の輸送量で倍の利益があるといふふうになるのだから、まあそれにしても、当面五割上げた場合に、運賃に全然響かぬということは、私にして申し上げるつもりはございません。若干は響くかもしれません。しかし、やはり一方で相当に受益があるから、その辺は自動車業者も十分考えてやつていただきたい。もちろん、こういう本来が消費税でございますから、結局最終の消費者に転嫁されるところ、最終の消費者に転嫁されるといふふうな考え方で、お願いしておるわけでございます。

○神田(大)委員 非常に大事な今の答弁だと思います。われわれは、ガソリン税の値上がりが大衆に転嫁されるといふふうなことを、お頼いしておるわけですが、これが果して必要かどうか、三十二年までの道路整備に関する実績を見ましても、五百四十八億円です。そのうち揮発油税の収入額が五百四億円です。このように、ほとんど揮発油税の収入額が果して必要な額であります。五十四億円です。そのうちも、運賃が値上がりっぱに整備でき、そうして、いわば経済の動脈がよくなるということに耐えていただきたい、大きく日本の道路が上りつぱに整備でき、そうして、いつ、やむを得ないのじやないかとも、それががまんし得る程度のものであるならば、一般的の運送利用者もそれ以上に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上とは

をどうする事、それから先はど申しました各國の揮発油税の税負担の実情、こういう資料を出してもらいたい。今までの資料からわれわれの調べたところによりますと、ガソリン税をとつて、このガソリン税をほかの方へも使っておるというような資料もあるわけですが、こういう道路整備のために使つた財源の詳細な資料を出してもらいたい。それから、これから五ヵ年計画によるところのガソリン税と道路整備の関係、この資料を一つ出してもらいたい。それによってわれわれは検討していきたいと思う。ただいまガソリン税が道路税を含めて一万三千円の五割、六千五百円引き上げられたので、それが大衆にといいますか、運賃にどう響くかは、今の輸送量で倍の利益がある、輸送量がおそらくどんどん伸びますから、それによりまして、かかるべく調査させていただきます。

それから、ただいまガソリン税が道路税を含めて一万三千円の五割、六千五百円引き上げられたので、それが大衆にといいますか、運賃にどう響くかは、今の輸送量で倍の利益がある、輸送量がおそらくどんどん伸びますから、それによりまして、かかるべく調査させていただきます。

それから、ただいまガソリン税が道路税を含めて一万三千円の五割、六千五百円引き上げられたので、それが大衆にといいますか、運賃にどう響くかは、今の輸送量で倍の利益がある、輸送量がおそらくどんどん伸びますから、それによりまして、かかるべく調査させていただきます。

それから、ただいまガソリン税が道路税を含めて一万三千円の五割、六千五百円引き上げられたので、それが大衆にといいますか、運賃にどう響くかは、今の輸送量で倍の利益がある、輸送量がおそらくどんどん伸びますから、それによりまして、かかるべく調査させていただきます。

それから、ただいまガソリン税が道路税を含めて一万三千円の五割、六千五百円引き上げられたので、それが大衆にといいますか、運賃にどう響くかは、今の輸送量で倍の利益がある、輸送量がおそらくどんどん伸びますから、それによりまして、かかるべく調査させていただきます。

それから、ただいまガソリン税が道路税を含めて一万三千円の五割、六千五百円引き上げられたので、それが大衆にといいますか、運賃にどう響くかは、今の輸送量で倍の利益がある、輸送量が

たいたしましても、運賃に対する影響は、私どもの計算では三名前後でございます。これはバスだのトラックだから百万というような比較的大きい所のハイヤーだの、ものによって若干高めはあります。大きくて三名前後であるように記憶いたしております。そこに受益のことも考えて、ある程度に抑制されるというふうになれば、そう大した響きではないのではないか。また荷主の方も、お客様の方も、いい道になつて早く荷が届くといふことになれば、そういう意味で利益を受けているようなこともあります。運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上とは

たいたしましても、運賃に対する影響は、私どもの計算では三名前後でございます。これはバスだのトラックだから百万というような比較的大きい所のハイヤーだの、ものによって若干高めはあります。大きくて三名前後であるように記憶いたしております。そこに受益のことも考えて、ある程度に抑制されるというふうになれば、そう大した響きではないのではないか。また荷主の方も、お客様の方も、いい道になつて早く荷が届くといふことになれば、そういう意味で利益を受けているようなこともあります。運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私どももそれは希望しないのでござりますけれども、何分合に、先ほどどる申し上げましたように、運賃の上とは

たいたしましても、運賃に対する影響は、私どもの計算では三名前後でございます。これはバスだのトラックだから

わかりますが、この程度しかできなかつたということであろうと思います。なおその中で、揮発油税を特別失対とか臨時就労に使っているという御非難がございましたが、これは、私どもは、公共事業全般がやはり失業の吸収ということを大きな目的としなければならない、沿革的にもそうでありましたし、それから政策的な見地からもうしなければいけないのだと思います。そういうような意味で、各種の就労対策にこれが使われるということは、当然のことではなからうか、それを御非難いただきましたは、一体どうするのか、道路を建設するのに失業者を使つちやいかぬということは、ちょっとおかしいのじやなかろうか、よく御非難がありますが、私はそういうふうに考えております。いろいろな考え方はあるうと思うのであります、私はかねがねそう思つておりますので、ちょっととつけ加えて申し上げさせていただきます。

なんです。ところが、道路の整備をするのだと、言って取つておるところの樹脂油税を、ほかのものに使つておると、いうようなことは、これは納得できないのじやなかろうか、こういうよううに考えておるのであります。その問題を私が指摘したことについての局長の答弁は、当を得ていないとと思うのです。が、いま一度お答えを願いたいと思います。

○山本委員長 体熱前に引き続き会議を開きます。

連合審査会開会の件についてお諮りいたします。御承知の通り、当委員会において審査中の特定多目的ダム法案と審接なる関係がありますので、さきに同委員会に対し、特定多目的ダム法案について連合審査会の開会を申し入れいたしましたが、同委員会より、特定多目的ダム建設工事特別会計法案について、連合審査会を開会いたしたいとの申し入れがありましたので、これを受けて、連合審査会を開会いたしたいとのお諮りがございましたので、これを受け入れて開会するに御異議はありませぬか。

○山本委員長　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

方はあらうと思ひます。私は、資料が出てから詳しく御質問しますが、特別失対関係、臨時労働関係に揮発油税を使っておることに対して弁明がありました。かねがねそう思つておりますので、ちょっとつけ加えて申し上げさせていただきます。

違うのいやなかろうか、こう思うのです。  
○横議委員長代理 本会議が始まっておりますから、おととの質問は後刻にいたしますて、私はこの程度にいたします。

午後一時七分休憩  
午後四時四分開議

昭和三十一年三月二十五日発行

衆議院事務局

一四	九	行	「所得金額の計算(第九条—第 所得控除(第十二条の三—第 十二条の二)」
五	五	三四	人格のない
五	五	三五	人格のない
三三	表中	人 <small>格</small> のない	法人でない
三三	三末二	人 <small>格</small> のない	法人でない
三五	一	第六十二条の規定	第六十二条の二の規定
四九	表中下から二	353,500	353,000

大藏委員會議錄第四号中正謂

三

8